

塚ノ丸団地 分譲・借地募集説明書

（随時募集）

球 磨 村

団地の概要

所在地：球磨村大字渡甲字塚ノ丸

地 目：宅地

区画数：22区画（区画23のみ分譲）

水 道：村営水道（建設課へ利用申請をお願いします。）

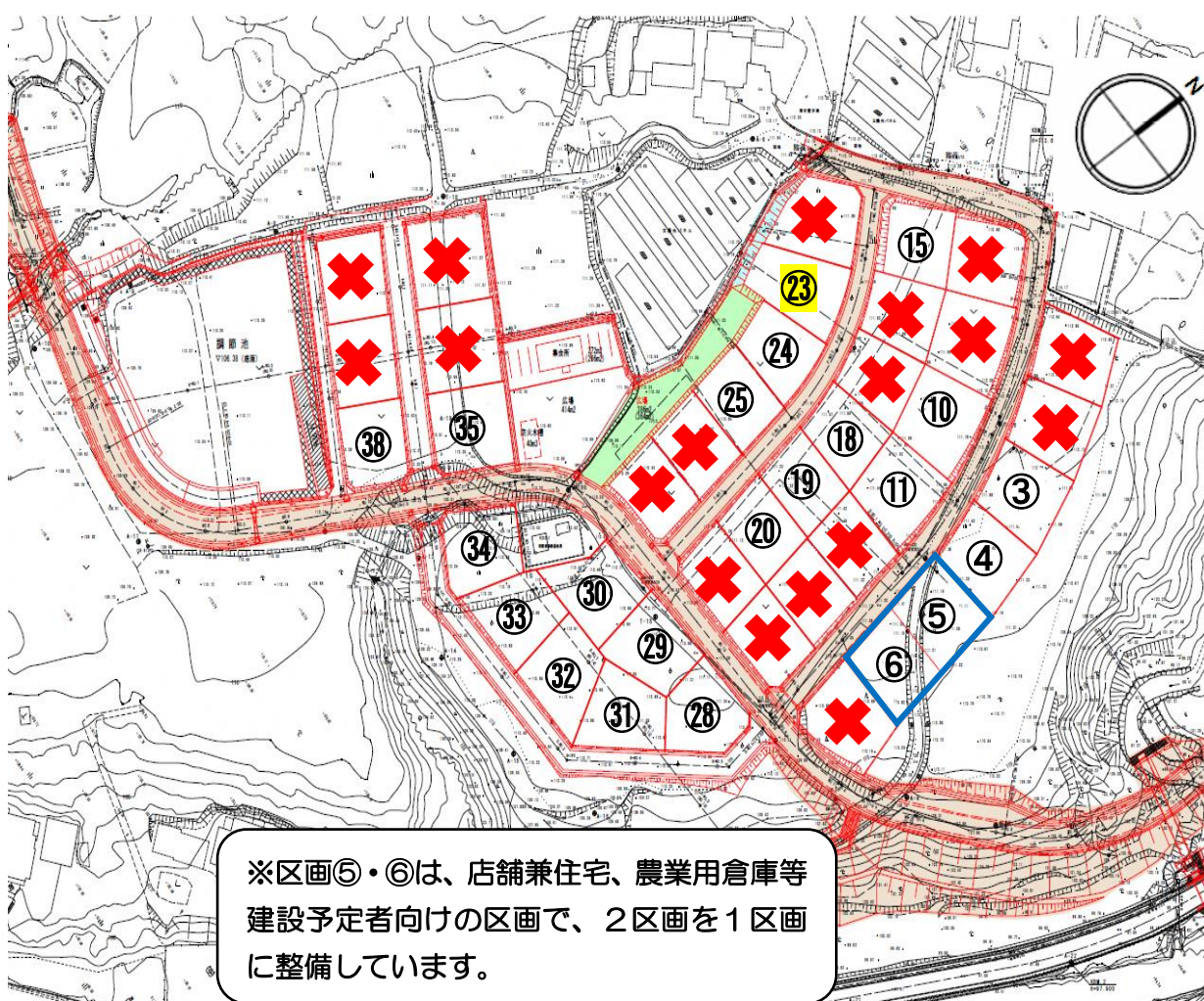
浄化槽：個別設置

ガ ス：指定施設はありません、各自契約をお願いいたします。

通 信：村有のインターネットを利用する場合は、役場総務課に利用申請をしてください。

テレビ：村有のケーブルテレビを利用する場合は、役場総務課に利用申請をしてください。

区画配置図（借地価格は別表をご参照ください。）



塚ノ丸団地の環境及び交通

石水寺入口バス停まで	0.7km（徒歩 9 分）
渡保育園まで	2km（車で 4 分）
総合運動公園まで	2km（車で 4 分）
役場まで	8.4km（車で 11 分）
コンビニエンスストアまで	1.6km（車で 3 分）

分譲・借地の条件について

分譲・借地の主な条件として、以下のような条件があります。

- (1) 宅地は、自ら居住するための住宅及びその従たる施設の建設に使用すること。
- (2) 宅地の引渡しを受けた日から起算して2年以内に住宅の建築に着手し、自ら居住すること。
- (3) 契約後10年以内の転売及び譲渡はしないこと。（ただし、相続は除く。）
- (4) 近隣に迷惑を及ぼすおそれのある行為を行わないこと。
- (5) 借地を受けた宅地の管理者としての注意を怠らないこと。
- (6) 村長の許可なく土地の形状を変更しないこと。

分譲・借地に当たっての注意事項

- (1) 合併浄化槽の個別設置のお願い
合併浄化槽は個別設置になります。（役場にて補助金制度を設けておりますので、お早めにお申込ください。）
※ 詳しくは、役場建設課（TEL：0966-32-1116）までお問い合わせください。
- (2) 球磨村情報通信サービスについて
インターネット及びケーブルテレビの加入ができます。（有料）
※ 詳しくは、役場総務課管財係（TEL：0966-32-1111）までお問い合わせください。
- (3) 球磨村防災無線の設置について
球磨村防災無線を無料で設置いたします。（行政情報や災害・緊急時の情報を音声で放送します。）

※ 詳しくは、役場総務課防災係（TEL：0966-32-1111）までお問い合わせください。

申込方法について

1. 対象者

対象者は、次の要件のいずれか満たす必要があります。

- (1) **2. 申込資格**をすべて満たす者
- (2) (1)を満たし、令和2年7月豪雨により、球磨村内の住宅が半壊以上の者（被災者生活支援金制度の加算支援金を申請または受給している者は対象外）
- (3) (1)を満たし、球磨村の遊水地・引堤整備の治水事業に該当する者

※ 対象要件毎に申込の優先順位が異なります。**5. 申込受付**をきちんご確認ください。（(1)を「一般申込者」、(2)、(3)を「優先申込者」とします。）

2. 申込資格

申込者は、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 宅地引渡しの日から2年以内に、自ら居住する住宅の建築に着手できる者
- (2) 借地料の支払が可能である者
- (3) 本人及び同居しようとする者全員が税等の滞納がない者
- (4) 住宅建設後、速やかにその住所地に生活の本拠を移せる者
- (5) 本人及び同居しようとする者全員が球磨村暴力団排除条例（平成23年球磨村条例第11号）第2条第2号に定める暴力団員でない者

3. 提出書類

- (1) 宅地分譲（借地）申込書（別記様式第1号）
- (2) 住民票謄本（全員）
- (3) 所得証明書及び未納のない証明書（全員）

4. 申し込みの注意事項

申し込みに関しては、1世帯1区画とさせていただきます。

ただし、特別な事情等により複数区画必要であると認める場合はその限りではありません。

5. 申込受付

随時（月曜日から金曜日（祝祭日を除く）までの午前8時半から午後5時15分まで）

※ 令和2年7月豪雨により、被災した住民の再建を優先させていただきます。

(1. 対象者)(2), (3)に該当する方)

一般申込者と、優先申込者が同一区画を申し込んだ場合は、優先申込者を優先させて区画を決定いたします。

6. 申込受付場所及び問い合わせ先

球磨村役場 総務課 TEL: 0966-32-1111

分譲・借地予定者の選定方法

申込受付を毎月25日締めとし、翌月初旬に審査会を開催し、分譲・借地予定者を選定します。

なお、申込者が、同一区画に競合する場合は、抽選により決定いたします。

抽選会を開催する際は、対象者に別途ご連絡いたします。

契約および分譲・借地代金の納入について

分譲・借地決定者は、決定通知書に記載された決定の日から30日以内に村と契約を締結していただきます。

分譲代金は、譲渡契約の日から3ヶ月以内に全額をお支払いしていただきます。

借地代金は、月額1㎡当たり30円とし、毎月球磨村に納めていただきます。

お支払い方法については、契約締結時にご説明いたします。

所有権移転登記について

分譲に伴う所有権移転登記は、分譲代金完納後に村が行います。

また、登記に係る諸経費（購入者負担分）として、登録免許税（土地評価額の1.5%の収入印紙代）が必要となります。

登録免許税額及び登記に必要な書類については、分譲代金納入通知の際にお知らせいたします。

ご了解事項

希望区画については、事前に各宅地内の構造物及び境界の位置関係ならびに環境等について現地を十分確認のうえ、別紙申込書に希望区画を記入し、お申込ください。

住宅を建設する場合において、道路、排水路その他の公共施設等を破損したときは、当事者の負担において原状に復旧しなければなりません。

住宅の配置計画は、隣接宅地との境界に配慮し、日照の確保等に努めなければなりません。

【分譲・借地代金一覧表】

区画	土地の所在	面積 (㎡)	坪数	単価 (円/㎡)	分譲・借地料 (円)
③	渡甲 1130-123	305.70	92	30	9,170
④	渡甲 1130-122	302.97	91	30	9,080
⑤⑥	渡甲 1130-121	582.48	176	30	17,470
⑩	渡甲 1130-129	326.47	98	30	9,790
⑪	渡甲 1130-128	325.35	98	30	9,760
⑮	渡甲 1130-138	288.86	87	30	8,660
⑱	渡甲 1130-135	251.54	76	30	7,540
⑲	渡甲 1130-134	251.96	76	30	7,550
⑳	渡甲 1130-133	251.97	76	30	7,550
㉓	渡甲 1130-142	313.22	94	5,000	1,566,100
㉔	渡甲 1130-141	253.35	76	30	7,600
㉕	渡甲 1130-140	251.83	76	30	7,550
㉘	渡甲 1130-160	292.57	88	30	8,770
㉙	渡甲 1130-161	295.91	89	30	8,870
③⑩	渡甲 1130-162	309.64	93	30	9,280
③⑪	渡甲 1130-167	295.80	89	30	8,870
③⑫	渡甲 1130-166	308.53	93	30	9,250
③⑬	渡甲 1130-165	308.64	93	30	9,250
③⑭	渡甲 1130-164	308.94	93	30	9,260
③⑮	渡甲 1130-168	331.80	100	30	9,950
③⑯	渡甲 1130-174	276.11	83	30	8,280

※ 区画㉓のみ分譲、その他の区画は借地となります。借地料は、月額です。